議案番号	件    名
提案課名	内 容
議案第33号	三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
総 務 課	【改正趣旨】 令和4年度の診療報酬改定に伴い、三田市民病院における選定療 養費について、初診時及び再診時の金額を見直すに当たり、当該条 例の一部を改正しようとするもの。 【改正内容】 初診時・再診時の最低金額が設定されたため、選定療養費の改定 を行うもの。
	区分現行改正案初診時選定療養費5,000円(税込)7,000円(税込)(※1) 1回再診時選定療養費2,500円(税込)3,000円(税込)(※2) 1回※1 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合又は緊急その他やむを得ない場合を除く。※2 三田市民病院の医師が他の病院又は診療所を紹介したにもかかわらず、患者の意思で再度三田市民病院を受診した場合
	【施行期日】 令和4年10月1日